

○西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等及び廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の閲覧等の手続に関する事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この取扱要綱は、西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成12年条例第30号。以下「条例」という。）及び西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則（平成12年規則第35号。以下「規則」という。）に定める報告書等（以下「報告書等」という。）の縦覧等並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第6項に定める廃棄物処理施設の維持管理に関する記録（以下「記録」という。）の閲覧等の手続について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この取扱要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

第2章 報告書等の縦覧等

(利害関係を有する者)

第3条 条例第1条に規定する利害関係を有する者とは、西いぶり広域連合又は隣接市町村等に住所を有する個人及び法人その他の団体で、条例第1条に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に関し、生活環境の保全上の見地から、居住環境などに影響を受けるおそれがあると考えている等、本広域連合の廃棄物処理に利害関係を有し、又は有することが確実に予想される者とする。

(縦覧申込書)

第4条 規則第3条に規定する縦覧申込書（様式第1号）は、事前に西いぶり広域連合事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、郵送又はファクシミリによる場合であっても必要事項が記載さ

れている場合は、受け付けるものとする。ただし、電話又は口頭による申込みは認めないものとする。

(代理人による申込み)

第5条 縦覧申込書の提出者が代理人の場合には、代理人であることを証明する書類(委任状等)の提出を求めることができる。

(縦覧に要する費用の負担)

第6条 縦覧をしようとする報告書等の写しの作成及び送付に要する費用は、申込者の負担とする。

(縦覧の場所)

第7条 条例第4条第1項第1号に規定する事務局とは、広域連合総務課(以下「総務課」という。)とする。

2 条例第4条第1項第9号に規定する広域連合長が指定する場所とは、室蘭市支所及び出張所並びに広域連合長が別に指定する場所とする。

3 条例第4条第1項第10号に規定する広域連合長が必要と認める場所とは、西いぶり広域連合の構成市町の町会及び自治会の会館など、一般廃棄物処理施設の建設予定地の近傍の地理的条件を考慮し、その都度決定するものとする。

4 条例第4条第2項に規定する縦覧の期間満了の日が休日に当たるときは、その翌日を満了の日とする。

(縦覧の方法)

第8条 報告書等の複写又は撮影については、申込者が持参した携帯複写機又はカメラ等の使用を認めるものとする。

2 縦覧する報告書等は、原則として副本とする。なお、写真については、プリントしたものを縦覧するものとする。

3 縦覧する報告書等に係る原本については、事務局に保管するものとし縦覧には供しないこととする。

(写しの交付の方法)

第9条 報告書等の申込者が写しを請求した場合は、次の手順で行うものとする。

- (1) 申込者からの写し交付依頼書(様式第2号)の提出
- (2) 事務局における記載内容の確認
- (3) 写しの交付依頼書に基づき、実費の積算
- (4) 申込者に通知し、納入方法の確認を取る。

- (5) 申込者への送付可能年月日の通知
- (6) 複写の実行（外部委託が必要なものについては外部委託）
- (7) 複写の内容及び枚数の確認
- (8) 納入通知書の作成及び申込者への送付
- (9) 納入状況の確認
- (10) 申込者への写しの交付
（写しの作成の方法等）

第10条 写しの作成は、原則として日本工業規格A3判までとする。

- 2 外部に委託しなければ複写できないものについては、事務局において外部委託を行うものとする。
- 3 広域連合が保有する電子複写機により写しを作成する場合の費用の額は、写し1枚につき10円とする。なお、外部委託した場合の複写に要する費用の額は、実費とする。
- 4 写しの交付部数は、請求1件について1部とする。
（意見書の告示事項）

第11条 条例第5条に規定する告示事項でその他必要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書は日本語で記載しなければならないこと。
- (2) その他広域連合長がその都度必要と認めた事項
（意見書の提出先及び提出期限）

第12条 条例第6条第1項第1号の事務局は、総務係とする。

- 2 条例第6条第1項第3号に規定する広域連合長が必要と認める場所は、その都度決定するものとする。
- 3 条例第6条第2項に規定する縦覧期間満了の日から2週間目の日が休日に当たるときは、その翌日を意見書の提出期限とする。
（提出された意見書の取扱い）

第13条 提出された意見書は、次の手順で取扱いを行うものとする。

- (1) 意見書に、規則第6条に基づく必要事項が記載されているかの確認
- (2) 記載内容の確認後收受印を押し、意見書受付名簿（様式第3号）に所要事項を記入し、総務課長（以下「課長」という。）が閲覧を行う。
- (3) 課長は、意見書に記載されている生活環境の保全上の見地からの意見を判断し、

西いぶり広域連合文書取扱規程（平成12年訓令第16号）第14条第1項に基づく表示を行うものとする。

(4) 課長は、意見書が回議又は合議を要するものである場合は、前項の規定に併せ、担当職員にその旨を指示するものとする。

(5) 意見書の整理、編集及び保存については、西いぶり広域連合文書取扱規程第6章の規定によるものとする。

第3章 維持管理に関する記録の閲覧等

(閲覧申込書)

第14条 記録の閲覧等をしようとする者は、閲覧申込書（様式第4号）を、事前に総務課に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、郵送又はファクシミリによる場合にあっては必要事項が記載されている場合は、受け付けるものとする。ただし、電話又は口頭による申込みは認めないものとする。

(閲覧の場所)

第15条 記録の閲覧等を行う場所は、総務課とする。

(準用規定)

第16条 第3条、第5条、第6条及び第8条から第10条までの規定は、記録の閲覧等の手続について準用する。この場合において、第3条中「条例第1条に規定する利害関係を有する者」とあるのは「法第9条の3第6項に規定する利害関係を有する者」と、「条例第1条に規定する一般廃棄物の設置に係る届出及び一般廃棄物処理施設の変更に係る届出」とあるのは「法第9条の3第6項に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

<p>縦 覧 申 込 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>西いぶり広域連合長 様</p> <p style="text-align: center;"> 申込者 住 所 氏 名 電 話 連絡先 電 話 （法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名） </p> <p>西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、次のとおり縦覧を申し込みます。</p>	
縦覧申込みの報告書の種類	
縦 覧 年 月 日	
縦 覧 場 所	
備 考	

様式第2号（第9条、第16条関係）

<p>写し交付依頼書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>西いぶり広域連合長 様</p> <p style="text-align: right;"> 申込者 住 所 氏 名 電 話 連絡先 電 話 （法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名） </p> <p>西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等及び廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の閲覧等の手続に関する事務取扱要綱第9条の規定に基づき、次のとおり写しの交付を申しこみます。</p>	
交付を依頼する報告書等・記録等の種類	
交付を依頼する報告書等・記録等の区分	
交付を依頼する報告書等・記録等の指定頁	
備 考	

様式第3号（第13条関係）

意見書受付名簿

受付年月日	氏名	住所	連絡先	電話番号

様式第4号（第14条関係）

閱 覧 申 込 書

年 月 日

西いぶり広域連合長 様

申込者 住 所
氏 名
電 話
連絡先
電 話

（法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

西いぶり広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等及び廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の縦覧等の手続に関する事務取扱要綱第14条の規定に基づき、次のとおり縦覧を申し込みます。

縦覧申込みの記録の種類	
縦覧年月日	
縦覧場所	
備考	